

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示		府 議 会	
○落札者の決定	(入札課) 363	○京都府議会個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程	373
○京都府太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示	(脱炭素社会推進課) 〃	○京都府政務活動費の交付に関する条例に基づく会派異動届	〃
○保安林の指定予定の通知	(中丹広域振興局) 366	公 安 委 員 会	
○公共測量の実施	(用地課) 367	○少年指導委員の委嘱	〃
○地籍調査の実施	(〃) 〃	選 挙 管 理 委 員 会	
○道路の区域変更	(南丹土木事務所) 368	○京都府条例の制定又は改廃等の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の数	375
○道路の供用開始	(〃) 〃	○京都府議会の解散等の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の数	〃
公 告		○京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の選挙人名簿に登録されている者の数	376
○都市計画法に基づく工事完了	(山城北土木事務所) 〃	正 誤	
公 営 企 業		○令和8年5月12日付け京都府公報第713号中	〃
○一般競争入札の実施	〃		

告 示

京都府告示第331号

落札者を次のとおり決定した。

令和8年6月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 購入物品の名称及び数量
タブレット端末及び管理用ノートパソコン並びにそれらの附属機器 一式
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

京都府総務部入札課

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

- 落札決定日
令和8年6月3日
- 落札者の名称及び所在地
株式会社内田洋行 I Tソリューションズ関西支店
京都市下京区五条通河原町西入本覚寺前町830番地
京都エクセルヒューマンビル
- 落札金額
167,009,480円
- 契約の方法
一般競争入札
- 入札公告日
令和8年4月21日

京都府告示第332号

京都府太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年6月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

京都府太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付要綱（令和 6 年京都府告示第 459 号）の一部を次のように改正する。
第 4 条第 1 項第 2 号ア中「事業計画承認申請書（別に定める様式）」を「別に定める様式による事業計画承認申請書」に改める。

別表の 1 の項中「令和 7 年 3 月 10 日環地域事発第 2503102 号。以下「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領」を「令和 8 年 3 月 31 日環地域事発第 2603313 号。以下「実施要領」に、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領」を「実施要領」に改め、同項に次のように加える。

(3) 水素等 関連設備	(1)の補助事業者	(1)の補助対象事業に係る補助対象設備の附帯設備として知事が認める水素等関連設備を導入する事業であって、実施要領別紙 2 の 1 のイ、ウ、コ及びシ並びに 2 のアの(ウ)に定める要件を満たすもの	補助対象事業の実施に要する経費のうち、実施要領別表第 1 に定める設備費又は工事費に該当する経費	補助対象経費に 3 分の 2 を乗じて得た額（当該額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以内の額	1 補助対象事業につき 1,000 万円
-----------------	-----------	--	--	--	----------------------

別表の 2 の項を次のように改める。

2 共同住宅再エネ導入促進事業	(1) 太陽光発電設備	府内の共同住宅に太陽光発電設備の設置を行う者であって、次のいずれかに該当するもの（市町村等の公共団体に準じる事業者として知事が別に定めるものを除く。） (1) 建物の区分所有等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する区分所有権の目的たる建物の部分を有する共同住宅に太陽光発電設備の設置を行う当該共同住宅の管理組合（管理組合が設立されていない共同住宅にあっては、建築主） (2) (1)以外の共同住宅に太陽光発電設備の設置を行う当該共同住宅の所有者（当該共同住宅が共有物である場合にあっては、その設置について、全ての共有者の同意を得ている者に限る。）	府内の共同住宅に太陽光発電設備を設置する事業であって、実施要領別紙 2 の 1 のアからウまで、オ、コ及びシ並びに 2 のアの(ア)に定める要件を満たすもの	補助対象事業の実施に要する経費のうち、実施要領別表第 1 に定める設備費又は工事費に該当する経費	当該補助対象事業により設置をする太陽光発電設備の発電出力（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた値）に 5 万円を乗じて得た額	1 補助対象事業につき 200 万円
	(2) 蓄電池	(1)の補助事業者	(1)の補助対象事業に係る補助対象設備の附帯設備として蓄電池を導入する事業で	補助対象事業の実施に要する経費の	補助対象経費に 3 分の 1 を乗じて得た額（当該額に 1,000 円未満の端数が生じた	次に掲げる蓄電池の容量の区分に応じ、それぞれに定める額に、3 分の 1 を乗じ

			あって、実施要領別紙2の1のイ、ウ、コ及びシ並びに2のアの(イ)に定める要件を満たすもの	うち、実施要領別表第1に定める設備費又は工事費に該当する経費	ときは、これを切り捨てた額) 以内の額	て得た額 (当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額) (当該額が1補助対象事業につき100万円を超える場合は、100万円 (災害その他の非常の場合に、(1)の補助対象事業により設置する太陽光発電設備で発電された電気を、地域住民の利用に供することができるものと認められるときは、200万円)) (1) 4,800アンペアアワー・セル未満 蓄電池容量値に14万1,000円を乗じて得た額 (2) 4,800アンペアアワー・セル以上 蓄電池容量値に16万円を乗じて得た額
--	--	--	--	--------------------------------	---------------------	--

別表の3の項中「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領」を「実施要領」に改め、同項に次のように加える。

(4) 水素等 関連設備	(1)又は(2)の補助事業者	(1)又は(2)の補助対象事業に係る補助対象設備の附帯設備として知事が認める水素等関連設備を導入する事業であって、次の事業の区分に応じ、それぞれ次に掲げる要件を満たすもの (1) (1)の補助対象事業に係る太陽光発電設備の附帯設備として水素等関連設備を導入する事業 実施要領別紙2の1のイ、ウ、コ及びシ並びに2のアの(イ)に定める要件 (2) (2)の補助対象事業に係る太陽光発電設備の附帯設備として水素等関連設備を導入する事業 実施要領別紙2の1のイ、ウ、	補助対象事業の実施に要する経費のうち、実施要領別表第1に定める設備費又は工事費に該当する経費	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額 (当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額) 以内の額	1補助対象事業につき1,000万円
-----------------	----------------	---	--	--	-------------------

		コ及びシ並びに 2のイの(ス)に定 める要件			
--	--	------------------------------	--	--	--

別表に次のように加える。

4	水素等利活用設備導入促進事業	水素等利活用設備	府内に事業所を有する事業者	府内の事業所に補助対象設備の設置をする事業であって、実施要領別紙2の1のアからウまで、コ及びシ並びに2のウの(タ)に定める要件を満たすもの	補助対象事業の実施に要する経費のうち、実施要領別表第1に定める設備費又は工事費に該当する経費	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以内の額	1 補助対象事業につき1,000万円
---	----------------	----------	---------------	---	--	--	--------------------

附 則

この告示は、令和8年6月19日から施行し、この告示による改正後の京都府太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付要綱の規定は、令和8年度分の補助金から適用する。



京都府告示第333号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和8年6月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 保安林予定森林の所在場所
福知山市大江町千原小字下ヶ岡8035、8036の1、8036の2、8037から8039まで、8040の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
小字下ヶ岡8035・8036の1・8040の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹

種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、福知山市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）



京都府告示第334号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和8年6月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 保安林予定森林の所在場所
福知山市大江町南有路小字横瀬1761、小字小持1765の2、1766から1768まで、1769の1、小字枯木8374の4から8374の6まで、8374の15、8374の19（次の図に示す部分に限る。）、8374の30、8374の47、8374の50、

8374の53

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

小字横瀬1761・小字小持1765の2・1766から1768まで・小字枯木8374の19（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、福知山市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。



京都府告示第335号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和8年6月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 保安林予定森林の所在場所

福知山市夜久野町額田小字由利1197、1198の1、1198の2、1199の1から1199の4まで、小字本堂1200の1、1200の2、1201、小字谷ノ奥8017、8018、8018の1、8018の2、8019、8019の1、8020から8023まで、8023の1、8024、8025、8025の1、8026の1から8026の3まで、8027の1から8027の3まで、8028の1から8028の4まで、8029、8029の1、8030、8030の1、8031、8032の1から8032の3まで、8033の1から8033の3まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

小字由利1198の1・小字谷ノ奥8018の1・8019

の1・8031・8033の2（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、福知山市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。



京都府告示第336号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である京都府丹後広域振興局長から通知があった。

令和8年6月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 測量の地域

京丹後市丹後町平ほか地内

2 測量の期間

令和8年6月2日から令和9年2月26日まで

3 測量の種類

公共測量（4級基準点測量）



京都府告示第337号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により、地籍調査を次のとおり行う。

令和8年6月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 事業計画が定められた年月日

令和8年4月7日

2 調査を実施する者の名称

京都府

- 3 調査地域
舞鶴市字上東の一部
- 4 調査期間
令和8年6月19日から令和9年3月31日まで



京都府告示第338号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和8年6月19日から令和8年7月3日まで縦覧に供する。

令和8年6月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 王子並河線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
亀岡市大井町並河中又8から	前	最小 16.0	53.6	旧道の区域の廃止 延長17.7m 幅員 最小 0.0m 最大 2.8m
		最大 23.7		
亀岡市大井町並河中又5の3まで	後	最小 16.0		期日 告示日に同じ。
		最大 31.0		

- 4 縦覧場所 京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第339号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和8年6月19日から令和8年7月3日まで縦覧に供する。

令和8年6月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 王子並河線

3 供用開始の区間及び予定日

区 間	予 定 日
亀岡市大井町並河中又2の6から 亀岡市大井町並河前脇51の3まで	令和8年6月20日

- 4 縦覧場所 京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和8年6月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
綴喜郡井手町大字井手小字川久保17の1、20の1、20の3、20の4、21の1、22の1、23の1、23の4、24の3、24の4、26の1、27の1、57から60まで、町有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
綴喜郡井手町大字井手小字川久保7の2
株式会社ミツワ製作所

公 営 企 業

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る委託契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和8年6月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務の名称及び数量
 - ア 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水）その1）（予定数量3,000トン）
（処分 流8洛南第13号のA-3、収集運搬流8洛南第12-01号のB-3）

イ 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水）その 2）（予定数量3,000トン）

（処分 流 8 洛南第13号の A-4、収集運搬流 8 洛南第12-01号の B-4）

ウ 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水）その 3）（予定数量500トン）

（処分 流 8 洛南第13号の A-5、収集運搬流 8 洛南第12-01号の B-5）

エ 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水）その 4）（予定数量190トン）

（処分 流 8 洛南第13号の A-6、収集運搬流 8 洛南第12-01号の B-6）

オ 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（乾燥）その 1）（予定数量900トン）

（処分 流 8 洛南第13号の A-9、収集運搬流 8 洛南第12-01号の B-9）

カ 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（乾燥）その 2）（予定数量700トン）

（処分 流 8 洛南第13号の A-10、収集運搬流 8 洛南第12-01号の B-10）

キ 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（乾燥）その 3）（予定数量500トン）

（処分 流 8 洛南第13号の A-11、収集運搬流 8 洛南第12-01号の B-11）

ク 宮津湾流域下水道宮津湾浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水）その 1）（予定数量1,000トン）

（処分 流 8 宮津第13号の A-3、収集運搬流 8 宮津第12-01号の B-3）

ケ 宮津湾流域下水道宮津湾浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水）その 2）（予定数量700トン）

（処分 流 8 宮津第13号の A-4、収集運搬流 8 宮津第12-01号の B-4）

コ 木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水）その 1）（予定数量2,400トン）

（処分 流 8 上流第13号の A-3、収集運搬流 8 上流第12-01号の B-3）

サ 木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水）その 2）（予定数量500トン）

（処分 流 8 上流第13号の A-4、収集運搬流 8 上流第12-01号の B-4）

シ 木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水）その 3）（予定数量500トン）

（処分 流 8 上流第13号の A-5、収集運搬流 8 上流第12-01号の B-5）

ス 木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水）その 4）（予定数量500トン）

（処分 流 8 上流第13号の A-6、収集運搬流 8 上流第12-01号の B-6）

(2) 業務の仕様

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約日から令和 9 年 10 月 31 日までとする。ただし、(1)の業務場所からの下水汚泥の搬出期間は、令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日までとする。

なお、契約日から令和 8 年 9 月 30 日までを業務開始準備期間とする。

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書、仕様書及び一般競争入札参加資格審査申請書(以下「確認申請書」という。)の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒617-0836 長岡京市勝竜寺樋ノ口 1

京都府流域下水道事務所総務課

電話番号 (075) 954-1877

ファクシミリ番号 (075) 955-2224

(2) 入札説明書、仕様書及び確認申請書の交付等

ア 交付期間

令和 8 年 6 月 19 日（金）から令和 8 年 7 月 14 日（火）まで

イ 入手方法

原則として、アの期間に、京都府流域下水道事務所ホームページからダウンロードすること。やむを得ず直接交付を受ける場合は、アの期間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間（正午から午後 1 時までを除く。）に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、産業廃棄物の処理処分及び収集運搬を 1 社で行うもの（以下「単体業者」という。）又は処分業者と収集運搬業者により構成されるグループ（以下「グループ業者」という。）のいずれでも差し支えないが、次に掲げる条件を全て（グループ業者にあつては、グループ業者のうち処分業者は(4)、収集運搬業者は(3)を除く。）満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 確認申請書の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

(3) 産業廃棄物の処理処分業務を請け負う者

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の規定による産業廃棄物処分の許可（事業範囲に汚泥が含まれているもの

に限る。)を受けている者(以下「処分業者」という。)であること。

イ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和 8 年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示(令和 8 年京都府告示第 2 号。以下「告示」という。)に定める競争入札参加者の資格を得ている者であって、次の業務種目に登録されているものであること。

大分類「廃棄物処理」—小分類「産業廃棄物処分」

ウ 地方公共団体又は地方公社が発注し、及び直接契約した業務委託において平成 28 年度以降に下水汚泥を有効利用(緑農地利用、建設資材利用、エネルギー利用)により処分した履行実績を有する者であること。

エ 下水汚泥を自社の施設において有効利用による処分ができる者であること。

(4) 産業廃棄物の収集運搬業務を請け負う者

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の規定による京都府及び搬出先府県市の産業廃棄物収集運搬業の許可(事業範囲に汚泥が含まれているものに限る。)を受けている者(以下「収集運搬業者」という。)であること。

イ 告示に定める競争入札参加者の資格を得ている者であって、次の業務種目に登録されているものであること。

大分類「廃棄物処理」—小分類「産業廃棄物収集運搬」

ウ 地方公共団体又は地方公社が発注し、及び直接契約した業務委託において平成 28 年度以降に当該団体又は公社が排出する下水汚泥を収集運搬した履行実績を有する者であること。

エ 自動車による場合であって、かつ、処分業者以外の者が収集運搬業者となる場合には、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第 83 号)第 3 条の規定による一般貨物自動車運送事業の許可を有し、かつ、仕様書に定める荷台構造等の条件を満たす車両を 5 台以上有する者であること。

(5) グループ業者の要件

構成員の数は、2 者以上とし、その内訳は、処分業者である代表者 1 者及び収集運搬業者であるその他の構成員 1 者以上であること。

4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料(以下「申請書等」という。)を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。ただし、グループ業者にあつては、申請手続は代表者が行うこと。

なお、提出した申請書等に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

2 の(2)の ア に同じ。

(2) 提出場所

2 の(1)に同じ。

(3) 提出方法

ア 持参により提出する場合

提出期間(日曜日及び土曜日を除く。)中の午前 9 時から午後 4 時までの間(正午から午後 1 時までを除く。)に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便等の配達記録が残る方法を利用し、提出期間内に 2 の(1)の場所に必着させること。

(4) 確認通知

入札参加資格の確認結果については、別途通知する。

(5) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3 の(3)のイ及び 3 の(4)のイの資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号 (075) 414-5430

ファクシミリ番号 (075) 414-5450

(イ) 提出書類

原則として、京都府ホームページ(<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>)からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和 8 年 7 月 2 日(木)午後 5 時 15 分

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

(ア) 1 の(1)のアの業務

令和 8 年 8 月 6 日(木)午前 10 時

(イ) 1 の(1)のイの業務

令和 8 年 8 月 6 日(木)午前 10 時 20 分

(ウ) 1 の(1)のウの業務

令和 8 年 8 月 6 日(木)午前 10 時 40 分

(エ) 1 の(1)のエの業務

令和 8 年 8 月 6 日(木)午前 11 時

(オ) 1 の(1)のオの業務

令和 8 年 8 月 6 日(木)午前 11 時 20 分

(カ) 1 の(1)のカの業務

令和 8 年 8 月 6 日(木)午前 11 時 40 分

(キ) 1 の(1)のキの業務

令和 8 年 8 月 6 日(木)午後 1 時 20 分

(ク) 1 の(1)のクの業務

令和 8 年 8 月 6 日(木)午後 1 時 40 分

(ケ) 1 の(1)のケの業務

- 令和8年8月6日（木）午後2時
- (コ) 1の(1)のコの業務
令和8年8月6日（木）午後2時20分
- (カ) 1の(1)のサの業務
令和8年8月6日（木）午後2時40分
- (シ) 1の(1)のシの業務
令和8年8月6日（木）午後3時
- (ス) 1の(1)のスの業務
令和8年8月6日（木）午後3時20分

イ 場所

長岡京市勝竜寺樋ノ口1
京都府流域下水道事務所2階入札室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

- (ア) 受領期限
令和8年8月5日（水）午後5時
- (イ) 提出先
2の(1)に同じ。
- (ウ) その他
郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 入札の方法

- ア 持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。
- イ 契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、単位重量当たりの処分費及び収集運搬費の単価を設定することを条件とする。
- ウ 落札の決定は、イによる単価に基づいて算定された契約期間に係る予定数量の総額の比較によって行う。
- エ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（予定数量に対する総額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (4) 入札者は、一旦入札書を提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。
- (5) 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、この入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。
- (6) 入札者は、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。
なお、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (7) 開札に立ち会う者
開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うも

のとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同値入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(8) 入札の辞退

入札に参加することができない事情がある場合には、入札書を提出するまでは入札を辞退することができる。この場合、入札を辞退する旨を記載した入札辞退届を2の(1)の場所へ提出することとする。
なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、府の指名停止措置を行うことがある。

(9) 入札の無効

- 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。
- ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札
- ウ 委任状を持参しない代理人による入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額、名称若しくは商号、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札をした者の行った入札
- カ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の行った入札
- キ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の行った入札
- ク 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者の行った入札
- ケ 入札金額と異なる内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない額）を提示、又は提出した者の行った入札
- コ その他入札に関する条件に違反した者の行った入札

(10) 落札者の決定方法

- ア 京都府公営企業会計規程（昭和47年京都府公営企業管理規程第9号）第112条の規定により例によることとされる京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。
- イ 次表掲載の業務については、開札順欄の番号順に開札及び落札決定を行うものとし、表単位で1事業者1件に落札を制限する。このため、表単位でいずれかの案件の落札者となった者は、当該表中の他の案件について落札者となることはできない（処分業者に限り、単体業者又はグループ業者の別を問わない。）。

表A

開札順	対象委託業務	業務番号
1	1の(1)のア	処 分：流8洛南第13号のA-3 収集運搬：流8洛南第12-01号のB-3
2	1の(1)のイ	処 分：流8洛南第13号のA-4 収集運搬：流8洛南第12-01号のB-4
3	1の(1)のウ	処 分：流8洛南第13号のA-5 収集運搬：流8洛南第12-01号のB-5
4	1の(1)のエ	処 分：流8洛南第13号のA-6 収集運搬：流8洛南第12-01号のB-6

表B

開札順	対象委託業務	業務番号
1	1の(1)のオ	処 分：流8洛南第13号のA-9 収集運搬：流8洛南第12-01号のB-9
2	1の(1)のカ	処 分：流8洛南第13号のA-10 収集運搬：流8洛南第12-01号のB-10
3	1の(1)のキ	処 分：流8洛南第13号のA-11 収集運搬：流8洛南第12-01号のB-11

表C

開札順	対象委託業務	業務番号
1	1の(1)のク	処 分：流8宮津第13号のA-3 収集運搬：流8宮津第12-01号のB-3
2	1の(1)のケ	処 分：流8宮津第13号のA-4 収集運搬：流8宮津第12-01号のB-4

表D

開札順	対象委託業務	業務番号
1	1の(1)のコ	処 分：流8上流第13号のA-3 収集運搬：流8上流第12-01号のB-3
2	1の(1)のサ	処 分：流8上流第13号のA-4 収集運搬：流8上流第12-01号のB-4
3	1の(1)のシ	処 分：流8上流第13号のA-5 収集運搬：流8上流第12-01号のB-5
4	1の(1)のス	処 分：流8上流第13号のA-6 収集運搬：流8上流第12-01号のB-6

- 6 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- 7 契約書作成の要否
要する。
- 8 入札保証金
免除する。
- 9 違約金
落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。
- 10 契約保証金
落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは

支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

- 11 契約の解除予約及び損害賠償請求
京都府は、談合等不正行為が行われた場合、契約者に対し契約解除及び損害賠償の請求をすることができる。
- 12 その他
 - (1) 1から11までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
 - (2) 詳細は、入札説明書による。
 - (3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。
 - (4) 令和9年度以降の府の歳入歳出予算において、落札者に支払うべき委託料が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することがある。
- 13 Summary
 - (1) Content of service:
 - a. Transporting and processing for reuse of the dehydration sewerage sludge at Rakunan Wastewater Treatment Plant
 - b. Transporting and processing for reuse of the dehydration sewerage sludge at Rakunan Wastewater Treatment Plant
 - c. Transporting and processing for reuse of the dehydration sewerage sludge at Rakunan Wastewater Treatment Plant
 - d. Transporting and processing for reuse of the dehydration sewerage sludge at Rakunan Wastewater Treatment Plant
 - e. Transporting and processing for reuse of the dried sewerage sludge at Rakunan Wastewater Treatment Plant
 - f. Transporting and processing for reuse of the dried sewerage sludge at Rakunan Wastewater Treatment Plant
 - g. Transporting and processing for reuse of the dried sewerage sludge at Rakunan Wastewater Treatment Plant
 - h. Transporting and processing for reuse of the dehydration sewerage sludge at Miyazuwan Wastewater Treatment Plant
 - i. Transporting and processing for reuse of the dehydration sewerage sludge at Miyazuwan Wastewater Treatment Plant
 - j. Transporting and processing for reuse of the dehydration sewerage sludge at Kizu River Headstream Wastewater Treatment Plant
 - k. Transporting and processing for reuse of the dehydration sewerage sludge at Kizu River

Headstream Wastewater Treatment Plant

l. Transporting and processing for reuse of the dehydration sewerage sludge at Kizu River Headstream Wastewater Treatment Plant

m. Transporting and processing for reuse of the dehydration sewerage sludge at Kizu River Headstream Wastewater Treatment Plant

(2) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation:

From 9:00 AM to 4:00 PM (except time slot from noon to 1:00 PM) from Friday, June 19, 2026 to Tuesday, July 14, 2026 (except for Sundays and Saturdays)

(3) The time, date and place for tenders:

- 10:00 AM on Thursday, August 6, 2026
- 10:20 AM on Thursday, August 6, 2026
- 10:40 AM on Thursday, August 6, 2026
- 11:00 AM on Thursday, August 6, 2026
- 11:20 AM on Thursday, August 6, 2026
- 11:40 AM on Thursday, August 6, 2026
- 1:20 PM on Thursday, August 6, 2026
- 1:40 PM on Thursday, August 6, 2026
- 2:00 PM on Thursday, August 6, 2026
- 2:20 PM on Thursday, August 6, 2026
- 2:40 PM on Thursday, August 6, 2026
- 3:00 PM on Thursday, August 6, 2026
- 3:20 PM on Thursday, August 6, 2026

Kyoto Prefectural Regional Sewerage Office

1, Hinokuchi, Shoryuji, Nagaokakyo-City, Kyoto 617-0836, Japan

(4) Deadline for tender by mail:

5:00 PM on Wednesday, August 5, 2026

(5) Contact point for the notice:

Kyoto Prefectural Regional Sewerage Office

1, Hinokuchi, Shoryuji, Nagaokakyo-City, Kyoto 617-0836, Japan

TEL: (075) 954-1877

FAX: (075) 955-2224

府 議 会

京都府議会個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 6 月 19 日

京都府議会議長 荒 卷 隆 三

京都府議会個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程

京都府議会個人情報保護条例施行規程（令和 5 年 3 月 31 日制定）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 号中「第 19 条の 4 第 1 項第 5 号」を「第 19 条の 4 第 1 項第 4 号」に改める。

附 則

この規程は、令和 8 年 6 月 19 日から施行する。

京都府政務活動費の交付に関する条例（平成 24 年京都府条例第 68 号）第 5 条第 2 項の規定により、次のとおり会派異動届の提出があった。

令和 8 年 6 月 19 日

京都府議会議長 荒 卷 隆 三

会派の名称	異 動 年月日	異動事項	新	旧
自由民主党京都府 議会議員団	令 8. 5. 29	所属議員の数	28名	29名

公 安 委 員 会

京都府公安委員会告示第 96 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 38 条第 1 項の規定により、平成 24 年京都府公安委員会告示第 58 号に定める活動区域ごとの少年指導委員を、令和 8 年 4 月 1 日次のとおり委嘱した。

令和 8 年 6 月 19 日

京都府公安委員会

委員長 池 坊 由 紀

1 京都府上京警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
島 田 政 寛	京都府上京警察署生活安全課人身安全・少年係 (075) 465-0110 (内線 272)
大 野 寛 治	〃
吉 田 厚 子	〃
田 中 淳 子	〃

2 京都府東山警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
土 倉 金 三	京都府東山警察署生活安全課人身安全・少年係 (075) 525-0110 (内線272)
長 岡 信 夫	〃
吉 良 義 雄	〃
末 次 賢 次	〃
平 野 博 司	〃

3 京都府中京警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
近 藤 邦 弘	京都府中京警察署生活安全課少年係 (075) 823-0110 (内線272)
岩 井 惇 司	〃
荒 木 本 恵	〃
伊 藤 雅 彦	〃
山 崎 美 佐 江	〃
齊 藤 夏 樹	〃
山 田 壽 乃	〃

4 京都府下京警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
小 川 徹 司	京都府下京警察署生活安全課少年係 (075) 352-0110 (内線272)
内 田 順 三	〃
川 田 憲 子	〃
石 本 郁 雄	〃

5 京都府左京警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
繁 田 彰	京都府左京警察署生活安全課少年係 (075) 703-0110 (内線272)
下 野 治 夫	〃
富 田 光 代	〃
森 本 訓 弘	〃

6 京都府伏見警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
門 脇 義 昭	京都府伏見警察署生活安全課少年係 (075) 602-0110 (内線272)
清 水 敏 邦	〃
小 野 莊 司	〃
伊 藤 信 吾	〃

7 京都府山科警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
江 崎 幸 晴	京都府山科警察署生活安全課少年係 (075) 575-0110 (内線272)
西 村 好 敏	〃
熊 谷 匠 功	〃

8 京都府右京警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
村 田 徹	京都府右京警察署生活安全課少年係 (075) 865-0110 (内線272)
大 江 忠 行	〃

9 京都府南警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
天 野 広 一	京都府南警察署生活安全課人身安全・少年係 (075) 682-0110 (内線272)
戸 田 陽 子	〃
小 西 武 男	〃

10 京都府北警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
橋 本 寿	京都府北警察署生活安全課人身安全・少年係 (075) 493-0110 (内線272)
中 岡 稔	〃

11 京都府西京警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
藤 田 鉄 朗	京都府西京警察署生活安全課人身安全・少年係 (075) 391-0110 (内線272)
石 若 義 雄	〃
村 田 純 一	〃

12 京都府向日町警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
高橋 信吾	京都府向日町警察署生活安全課人身安全・少年係 (075) 921-0110 (内線272)
古殿 昭治	〃
水嶋 利夫	〃

13 京都府宇治警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
寫 繁行	京都府宇治警察署生活安全課少年係 (0774) 21-0110 (内線272)
前田 保則	〃
福知 孝	〃

14 京都府城陽警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
藤井 友美	京都府城陽警察署生活安全課人身安全・少年係 (0774) 53-0110 (内線272)

15 京都府八幡警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
築山 功孝	京都府八幡警察署生活安全課人身安全・少年係 (075) 981-0110 (内線272)

16 京都府田辺警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
増田 生紀男	京都府田辺警察署生活安全課人身安全・少年係 (0774) 63-0110 (内線272)
矢野 宣一	〃

17 京都府木津警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
山田 清司	京都府木津警察署生活安全課人身安全・少年係 (0774) 72-0110 (内線272)
木村 清治	〃

18 京都府亀岡警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
中嶋 正治	京都府亀岡警察署生活安全課人身安全・少年係 (0771) 24-0110 (内線272)
小野 博	〃

19 京都府綾部警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
柴田 仁実	京都府綾部警察署生活安全課生活安全係 (0773) 43-0110 (内線272)
玉川 弘信	〃

20 京都府福知山警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
岡 讓司	京都府福知山警察署生活安全課人身安全・少年係 (0773) 22-0110 (内線272)
東田 正義	〃
小西 正英	〃

21 京都府舞鶴警察署の管轄区域

氏 名	連 絡 先
田中 善一郎	京都府舞鶴警察署生活安全課人身安全・少年係 (0773) 75-0110 (内線272)
樋之本 滋	〃
山本 一敏	〃
小西 直樹	〃

選挙管理委員会

京都府選挙管理委員会告示第95号

京都府条例の制定又は改廃及び京都府の事務の執行に関する監査の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和8年6月19日

京都府選挙管理委員会
委員長 多賀久雄

40,889人

京都府選挙管理委員会告示第96号

京都府議会の解散並びに京都府の知事、副知事、選挙

管理委員、監査委員、公安委員会の委員並びに教育委員会の教育長及び委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和8年6月19日

京都府選挙管理委員会
委員長 多 賀 久 雄

355, 553人



京都府選挙管理委員会告示第97号

京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の実選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和8年6月19日

京都府選挙管理委員会
委員長 多 賀 久 雄

北	区	29, 557人
上	京 区	20, 571人
左	京 区	40, 212人
中	京 区	29, 429人
東	山 区	9, 027人
山	科 区	35, 622人
下	京 区	21, 468人
南	区	27, 210人
右	京 区	52, 914人
西	京 区	39, 574人
伏	見 区	72, 791人
福	知 山 市	20, 388人
舞	鶴 市	20, 792人
綾	部 市	8, 627人
宇	治市及び久世郡	54, 019人
宮	津市及び与謝郡	10, 568人
亀	岡 市	23, 923人
城	陽 市	20, 674人
向	日 市	15, 523人
長	岡京市及び乙訓郡	27, 124人
八	幡 市	18, 861人
京	田辺市及び綴喜郡	23, 570人
京	丹 後 市	14, 038人
南	丹市及び船井郡	11, 792人
木	津川市及び相楽郡	33, 210人

正 誤

令和8年5月12日付け京都府公報第713号中次のとおり訂正

ページ	行	誤	正
256	下から4	京都市右京区北嵯峨 浅原山町33	京都市右京区北嵯峨 朝原山町33